

最上山公園整備事業 令和 8 年度

最上山公園遊歩道整備工事

設計書

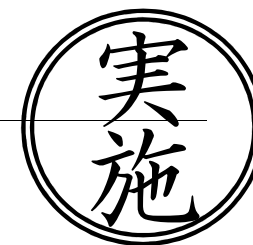
金 抜 き 設 計 書

工 事 番 号 宍建住工第080007号

路 線 名 等 最上山公園

工 事 箇 所 宍粟市山崎町元山崎地内

工 種



宍 粟 市

総括情報表

頁0-0001/0021

単価適用年月日	00-08.07.01(0)		
	今 回		前 回
工種区分（公共） 施工地域区分 前払区分 契約保証費用 週休2日補正	06 舗装 26 補正無し 02 補正なし 1.00 01 計上する 04 週休2日補正なし		

工事費内訳書

頁0-0002/0021

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							
施設整備							
公園土工							
作業土工							
掘削							
掘削 土砂 上記以外(小規模) 標準							
		7		m3			施工 第0 -0001号内訳表
雨水排水設備工							
側溝工							
プラスチック型側溝							

工事費内訳書

頁0-0003/0021

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
プレキャストU型水路 [U形側溝(トフ)] PUS234						
	3		m			施工 第0 -0002号内訳表
園路広場整備工						
舗装準備工						
不陸整正						
不陸整正 補足材料->有り(28mm以上34mm未満) 粒調碎石 M-25,M-30,M-40	589		m2			施工 第0 -0004号内訳表
コンクリート系舗装工						
公園コンクリート舗装						
コンクリート舗装	589		m2			施工 第0 -0005号内訳表
目地板 瀝青質目地板 t=10mm	9		m2			施工 第0 -0008号内訳表

工事費内訳書

頁0-0004/0021

費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
型枠 一般型枠 均しコンクリート										
	56		m2						施工	第0 -0009号内訳表
構造物撤去工										
構造物取壊し工										
舗装版破碎										
舗装版破碎積込(小規模土工)										
	80		m2						施工	第0 -0010号内訳表
ﾌﾞｯｸ舗装撤去工										
ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞｯｸ撤去										
ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞｯｸ撤去工 撤去 [取壊し]										
	34		m2						施工	第0 -0011号内訳表
運搬処理工										

工事費内訳書

頁0-0005/0021

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
殻運搬						
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし ; D I D 区間無し L = 3.3km以下	6		m3			施工 第0 -0012号内訳表
殻処分						
処分費 コンクリート殻(無筋) ; 投棄量 6 m3	1		式			施工 第0 -0013号内訳表
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費率分			式			
純工事費計						
現場管理費			式			

工事費内訳書

頁0-0006/0021

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
工事原価計							
一般管理費等							
工事価格計				式			
消費税相当額							
総 計				式			

掘削

[規格1] 土砂 上記以外(小規模)

[規格2] 標準

積算単価算出表

施工 第0 -0001号内訳表

頁0-0007/0021

[摘要]

1

m3 当り

標準単価	代表機材規格			構成比	基準単価	積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
	K1	バックホウ(ｸﾛｰ型) 山積0.28m3(平積0.2m3) [標準型・排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値)]					バックホウ(ｸﾛｰ型) [標準型・排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値)] 0.28/0.2m3			
	K									
	R1	運転手(特殊)					運転手(特殊)			
	R									
	Z1	軽油 ﾊﾞﾄﾘｰﾙ給油					軽油			
	Z									
							計			
	積算単価 =									
	A	土質	=1		土砂	(小規模)				
	B	施工方法	=5		上記以外					
	E	施工数量	=7		標準					

施工単価表

施工 第0 -0002号内訳表

頁0-0008/0021

プラスチックU型水路 [U形側溝(トラフ)]

[規格1] PUS234

[規格2]

[摘要]

10

m

当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
プラスチックU型水路(トラフ)スグ入 PUS234,334 L=600		個			
U型側溝 機械・労務	10.00	m			施工 第0-0003号内訳表
再生切込碎石 (0～30mm・0～40mm)		m3			
合 計	10	m			
単 位 当 り	1	m			
A U型水路の形状		=1	PUS200型(蓋なしの場合)		
B U型水路の寸法		=2	B:300 H:240 [PUS234/PUS334]		
D 基礎材区分		=3	再生切込碎石基礎		
E 夜間作業の有無		=1	昼間作業		
F 時間的制約の有無		=1	時間的制約なし		
G 施工箇所における補正		=1	無し		

頁0-0009/0021

当り

11 / 34

不陸整正

積算単価算出表

施工 第0 -0004号内訳表

頁0-0010/0021

[規格 1] 補足材料->有り(28mm以上34mm未満)

[規格 2] 粒調碎石 M-25,M-30,M-40

[摘要]

1

m2 当り

標準単価	代表機労材規格			構成比	基準単価	積算規格			単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		モータレーダ 幅3.1m [土工用・排出ガス対策型(2014年)]				モータレーダ [土工用・排出ガス対策型(2014年規制)] 3.1m				
	K2		ロードロー 質量10～12 t [マダム] 排出ガス対策型含				ロードロー(排出ガス対策型含) マダム 10～12t				
	K3		タイヤロー 質量13～14t 排出ガス対策型含				タイヤロー(排出ガス対策型含) 13～14t				
	K										
	R1		運転手(特殊)				運転手(特殊)				
	R2		普通作業員				普通作業員				
	R3		特殊作業員				特殊作業員				
	R4		土木一般世話役				土木一般世話役				
	R										
	Z1		再生クッシャー RC-40				粒調碎石 (0～25mm・0～30mm・0～40mm)				
	Z2		軽油 ハートル給油				軽油				
	Z										

不陸整正

積算単価算出表

施工 第0 -0004号内訳表

頁0-0011/0021

[規格 1] 補足材料->有り(28mm以上34mm未満)

[規格 2] 粒調碎石 M-25,M-30,M-40

[摘要]

1

m2 当り

標準単価		代表機労材規格		構成比	基準単価		積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
						計					
積算単価		=									
A	補足材料の有無	=2			有り						
B	補足材料平均厚さ	=6			28mm以上34mm未満						
C	補足材料	=3			粒調碎石 M-25, M-30, M-40						

頁0-0012/0021

当り

14 / 34

コンクリート

[規格 1] 無筋・鉄筋構造物

[規格 2]

積算単価算出表

施工 第0 -0006号内訳表

頁0-0013/0021

1

m3 当り

標準単価	代表機材規格		構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
K1		コンクリートポンプ車 圧送能力90～110m3/h [トラック架装・ブーム式]			コンクリートポンプ車 [トラック架装・ブーム式] 90～110m3/h			
K								
R1		普通作業員			普通作業員			
R2		土木一般世話役			土木一般世話役			
R3		特殊作業員			特殊作業員			
R4		運転手(特殊)			運転手(特殊)			
R								
Z1		生コンクリート 高炉24-12-25(20) W/C=55%			生コンクリート 18-12-20BB 水セメント比60%以下			
Z2		軽油 ハートフル給油			軽油			
Z								
					計			
積算単価	=							

〔規格 1〕 無筋・鉄筋構造物

[規格 2]

[摘要]

施工 第0 -0006号内訳表

頁0-0014/0021

1 m3 当り

[illegible]

施工単価表

施工 第0 -0007号内訳表

頁0-0015/0021

溶接金網設置[河川護岸平場用]

[規格1] 6.0×150×150

[規格2]

[摘要]

100

m2

当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
溶接金網, 6.0×150×150 3.05kg/m2		m2			
合 計	100	m2			
単 位 当 り	1	m2			
A 溶接金網規格		≒6	6.0×150×150		

目地板

[規格1] 瀝青質目地板 t=10mm

[規格2]

積算単価算出表

施工 第0 -0008号内訳表

頁0-0016/0021

1

m2 当り

標準単価	代表機材規格			構成比	基準単価	積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
	K									
	R1		普通作業員				普通作業員			
	R2		土木一般世話役				土木一般世話役			
	R									
	Z1		瀝青繊維質目地板 厚さ10mm				瀝青質板 (厚10mm)			
	Z									
							計			
	積算単価 =									
	A	1工事当り使用量	=1		30m2未満					
	B	目地板の種類	=3		瀝青質目地板 t=10mm					

型枠

[規格1] 一般型枠

[規格2] 均しコンクリート

積算単価算出表

施工 第0 -0009号内訳表

頁0-0017/0021

[摘要]

1

m2 当り

標準単価	代表機材材規格			構成比	基準単価	積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
	K									
	R1	型わく工					型わく工			
	R2	普通作業員					普通作業員			
	R3	土木一般世話役					土木一般世話役			
	R									
	Z									
							計			
	積算単価 =									
	A	型枠の種類		=1	一般型枠					
	B	構造物の種類		=4	均しコンクリート					

舗装版破碎積込(小規模土工)

[規格 1]

[規格 2]

積算単価算出表

施工 第0 -0010号内訳表

頁0-0018/0021

m2 当り

標準単価		代表機労材規格	構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
	K1	小型ハッパ(ｸﾛｰ型)山積0.13m3(平積0.10m3) [標準型・排出ｶﾞｽ型(第2次基準値)]			小型ハッパ(ｸﾛｰ型) [標準型・排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値)] 0.13/0.10m3			
	K							
	R1	運転手(特殊)			運転手(特殊)			
	R							
	Z1	軽油 ﾊﾞﾄﾘｰﾙ給油			軽油			
	Z							
					計			
	積算単価	=						

頁0-0019/0021

当り

21 / 34

殻運搬

積算単価算出表

施工 第0 -0012号内訳表

頁0-0020/0021

[規格1] コンクリート(無筋)構造物とりこわし

[規格2]

[摘要]

1

m3 当り

標準単価	代表機材規格			構成比	基準単価	積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		ダンプトラック[オンロード・デ・イゼル] 10t積級(タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む)				ダンプトラック 10t積級[オンロード・デ・イゼル] タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む			
	K									
	R1		運転手(一般)				運転手(一般)			
	R									
	Z1		軽油 パトロール給油				軽油			
	Z									
							計			
	積算単価 =									
	A	殻発生作業	=1		コンクリート(無筋)構造物とりこわし					
	B	積込工法区分	=1		機械					
	C	DID区間の有無	=1		無し					
	D	運搬距離	=9		3.3km以下					

頁0-0021/0021

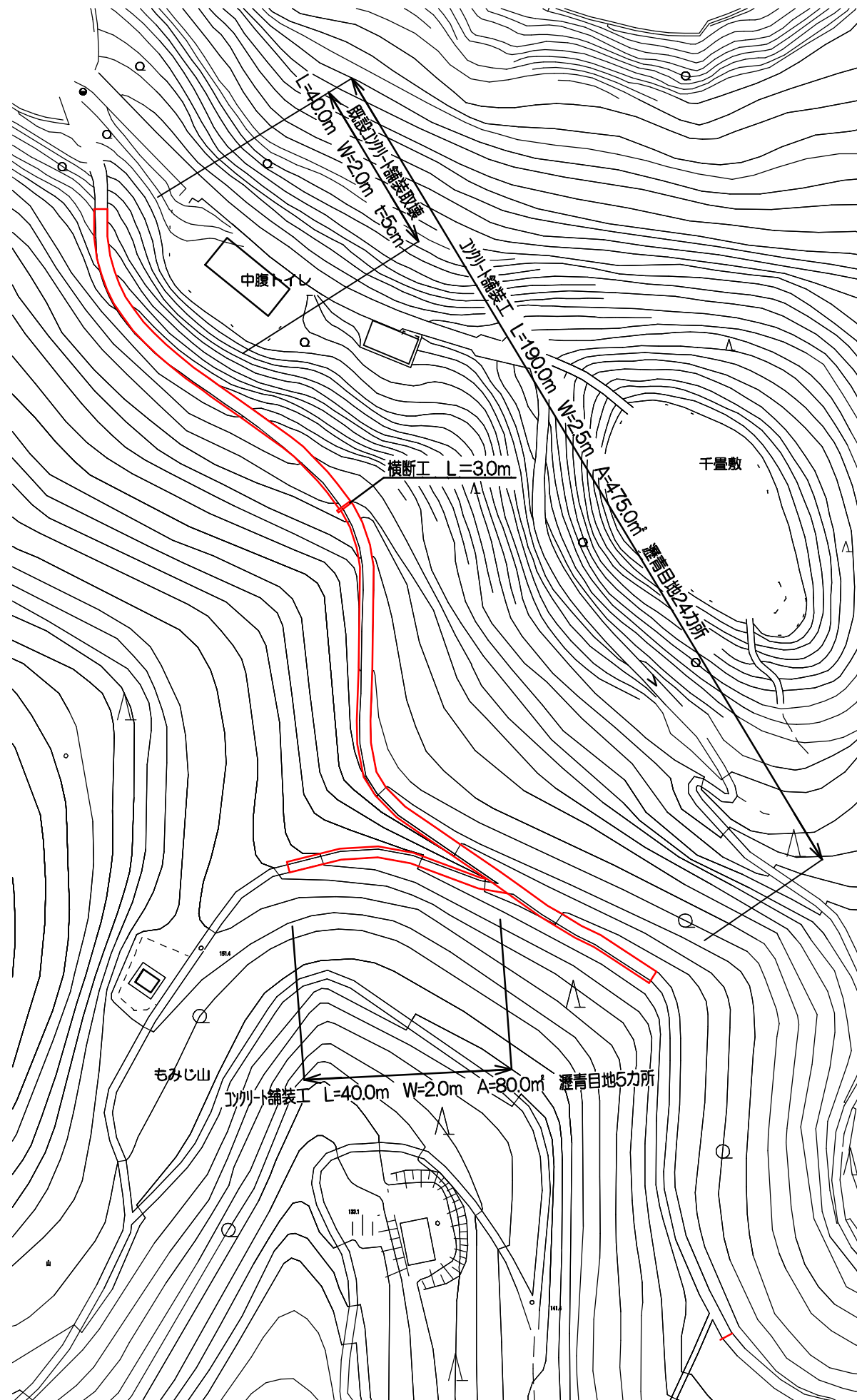
当日

23 / 34

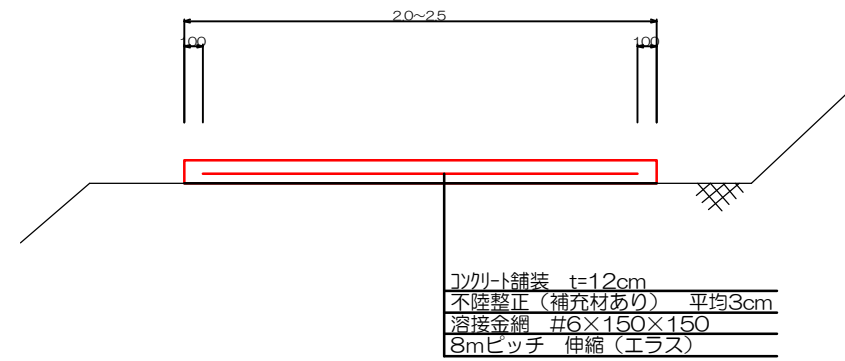
数 量 総 括 表

工 事 名	最上山公園遊歩道整備工事					事業区分		
						工事区分		
レベル1 工事区分	レベル2 工 種	レベル3 種 別	レベル4 細 別	レベル5 規 格	算 式	数 量	単位	摘 要
施設整備	土工	作業土工	掘削	土砂（小規模）	既設コンクリート舗装部 $80\text{m}^2 \times 7\text{cm} = 5.6$	7	m3	5.6+0.54+1.37=7.51
					横断溝部 $0.18 \times 3\text{m} = 0.54$			
					インターロッキング撤去部 $34.3\text{m}^2 \times 4\text{cm} = 1.37$			
	雨水排水設備工	側溝工	プレキャスト型側溝	U型側溝（PUS234）		3	m	
	園路広場整備工	舗装準備工	不陸整正	補充材有28～34mm	$475.0\text{m}^2 + 80.0\text{m}^2 + 34.3\text{m}^2 = 589.3\text{m}^2$	589	m ²	589.3
	コンクリート舗装工	コンクリート舗装	コンクリート舗装	W=2.0～2.5 t=12cm	$475.0\text{m}^2 + 80.0\text{m}^2 + 34.3\text{m}^2 = 589.3\text{m}^2$	589	m ²	589.3
			瀝青質目地板		$(2.5 \times 0.12 \times 24\text{か所}) + (2.0 \times 0.12 \times 5\text{か所}) + (8.25 \times 0.12) = 9.39$	9	m ²	9.4
			型枠		$((190\text{m} + 40\text{m}) \times 2 + 2.5 + 2.0 + 5.1) \times 0.12$	56	m ²	56.3
	構造物取壊し	構造物取壊し工	舗装版破砕	コンクリート舗装版（15cm以下）	$40.0\text{m} \times 2.0\text{m} = 80.0\text{m}^2$	80	m ²	
		ブロック舗装撤去工	インターロッキングブロック撤去			34	m ²	34.3
		運搬処理工	殻運搬	コンクリート殻（無筋）	$80.0\text{m}^2 \times 5\text{cm} + 34.3\text{m}^2 \times 8\text{cm} = 6.7$	6	m3	6.7
			処分工			1	式	

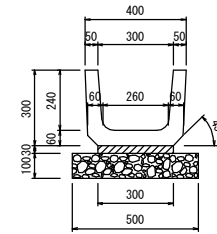
平面図① S=1/1000



標準断面図① S=1/40



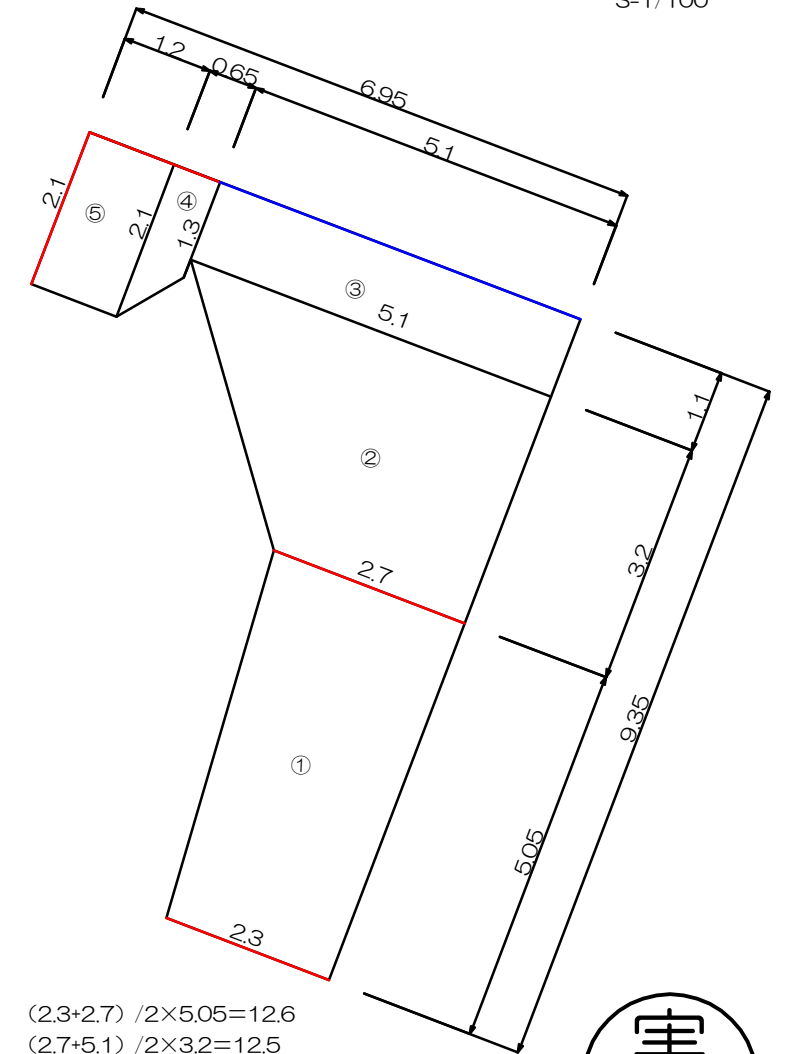
横断工 S=1/30 PUS234



数量表(10m当たり)

名称	規格	単位	数量	重量
U型側溝	300A	個	16.5	70kg
敷モルタル	1:3	m3	0.09	-
基礎碎石	RC-40	m2	5.00	-

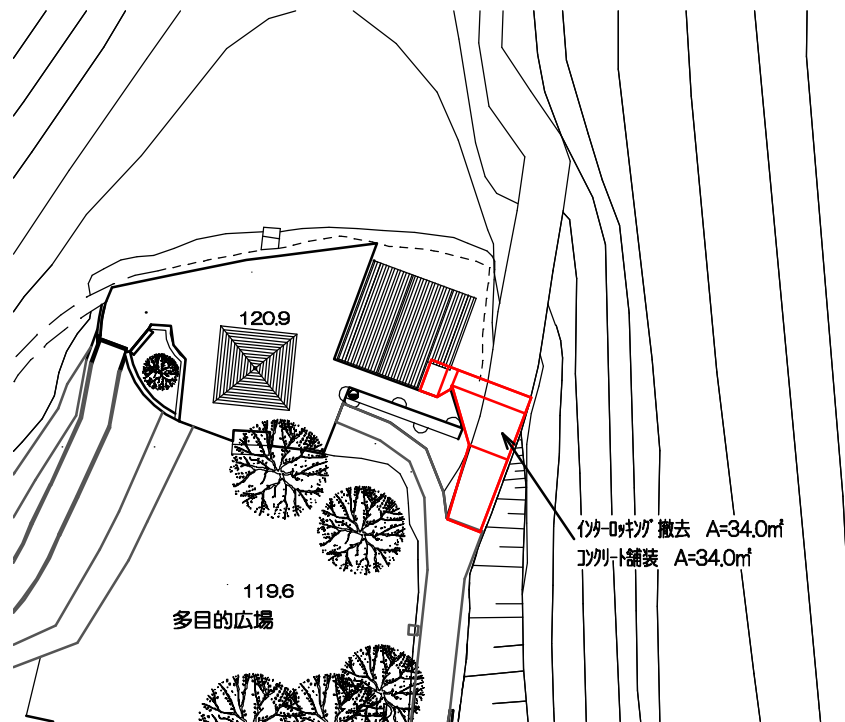
求積図 S=1/100



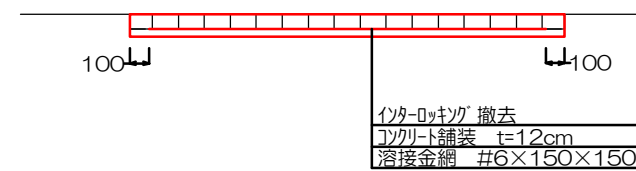
- ① $(2.3+2.7) / 2 \times 5.05 = 12.6$
 ② $(2.7+5.1) / 2 \times 3.2 = 12.5$
 ③ $5.1 \times 1.1 = 5.6$
 ④ $(1.3+2.1) / 2 \times 0.65 = 1.1$
 ⑤ $2.1 \times 1.2 = 2.5$
 合計 34.3㎡
 型枠 5.1m
 瀝青目地 2.3+2.7+2.1+1.85=8.25m

実施

平面図② S=1/500



標準断面図② S=1/40



最上山公園遊歩道整備工事		
最上山公園		
穴栗市山崎町元山崎 地内		
平面図・標準断面図・詳細図	1	葉全
縮尺 図示		1
穴 栗 市		

特記仕様書

工 事 名 最上山公園遊歩道整備工事

工事場所 宍粟市山崎町元山崎地内

工 期 令和8年12月3日限り

第1条 適用

本工事の施工にあたっては設計図書によるほか、以下の図書及び本特記仕様書によるものとする。

土木工事共通仕様書（兵庫県土木部）〔平成29年12月〕（最新改訂版）

土木請負工事必携（兵庫県土木部）〔平成29年12月〕（最新改訂版）

土木工事施工管理基準（兵庫県土木部）〔平成29年12月〕（最新改訂版）

小型構造物標準図集（兵庫県土木部）〔平成25年10月〕（最新改訂版）

第2条 一般事項

1. 受注者は施工に先立ち、事前に設計図書の照査を行うものとし、現地との整合性を確認し、疑義が生じた場合は、確認できる資料を書面により提出し、監督員と協議の上処理するものとする。
2. 受注者は施工に先立ち、監督員と立会いの上、BM、工事の起終点、官民境界等を確認しなければならない。また、発注者より貸与する測量成果簿により再測量を行うものとし、その成果を監督員に報告するものとする。

第3条 地元への対応

1. 受注者は本工事を施工するにあたり、事前に自治会長等の関係者に挨拶(報告)すること。
2. (工事用地区域外への対応)
工事施工箇所、資材置き場、資材運搬路等に隣接する土地所有者とトラブルのないよう現地立会し、十分協議すること。また、工事用地以外の区域へ立入りする場合及び草木等の伐採を必要とする場合には、必ず所有者の承諾を得るものとする。(民地を掘削しなければならない時は、官民境界を監督員及び土地所有者と立会確認し、控杭等を設置し保有する。)

第4条 環境対策

1. (排出ガス対策型建設機械)
本工事において、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとし、施工計画書に証明書を添付し提出すること。
2. (公害対策)
 - ① 工事施工により発生する公害は、環境基準を厳守し万全の対策・処置を講じること。
 - ② 本工事箇所は、低騒音・低振動型機械を使用することとし、作業の実施にかかる事前の届出と規制基準の遵守を義務づけられているので、作業開始7日前までに届けるとともに、その写しを1部提出すること。
 - ③ 騒音及び振動、濁水について、工事施工前及び工事施工中において、監督員と協議の上必要に応じて観測を行うものとし、工事により悪化した場合、速やかに対応を行うこととする。なお、前述の観測地点、回数等については監督員と協議のうえ決定するものとし、これに要する費用については、受注者の負担とする。
 - ④ 土砂掘削等による汚水、塵埃、騒音、振動及び路面の汚損には細心の注意を図ること。万一地元及び第三者から苦情があった場合は、受注者で責任を持って処理すること。

第5条 工事中の安全確保

1. (工法変更等への対応)
構造物等の施工に於いて湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない場合、または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、対策工法を監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2. (掘削部の安全施工)

土石崩落等危険と判断される時及び床堀法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止のための安全対策等が必要となった場合は、監督員と協議するものとし設計変更の対象とする。

3. (安全・訓練等の実施)

安全・訓練等の実施については、土木工事共通仕様書第1編を参照のこと。また、実施状況をビデオまたは工事報告書(工事旬報)に記録し報告するほか、写真等も整理のうえ提出すること。(尚、これらに要する経費については、現場管理費率に含む。)

第6条 交通安全管理

1. (道路使用願等)

工事の施工に当たっては、一般通行等に及ぼす影響を最小限になるように施工計画を立案し、監督員と協議すると共に、「道路使用許可願」を所轄警察に提出し、その許可を得るとともに許可証の写しを監督員に提出すること。また、関係機関との協議を発注者と共に行い、必要な安全対策を講じること。

2. (安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路工事現場における標示施設等の設置基準(土木請負工事必携 11)以上の保安施設類が必要な場合、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

3. (過積載による違法運行の防止について)

過積載による違法運行防止対策として次の事項を遵守すること。

- ① 積載荷重制限を超えて土砂を積み込まない。
- ② 過積載を行っている業者から、資材を購入しない。
- ③ 不正改造運搬車(さし枠装着、違法物品積載装置)を一切使用してはならない。また、工事現場への出入もさせてはならない。

第7条 建設廃材等の処分

- 1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める廃棄物は、同法に準拠した適切な方法により処分すること。
- 2. 産業廃棄物の処分に当たっては、同法の許可を持った産業廃棄物処理業者において処分すること。
- 3. 特定建設資材廃棄物を処分する場合(特定建設資材の分別解体等・再資源化等)

特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の①と②の積算条件を設定している。

① 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

上記①の「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	運搬距離	所 在 地	受入等諸条件	その他
コンクリート塊	(株)イガキ	3.1 km	宍粟市山崎町 千本屋	兵庫県土木部の「建設 副産物の処理ならびに 受入価格」に掲載され る当該施設の受入条件 を遵守すること	監督員の指 示による

上表②については、積算参考条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者が選定した施設が、積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行う。

4. 建設リサイクル法等に基づく手続き

受注者は、契約締結までに建設リサイクル法第 12 条に基づき、必要事項を所定の書面に記載し提出すること。また、工事が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、提出するものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

併せて、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。掲示様式は県 HP に掲載の様式もしくは、建設副産物情報交換システムで出力される様式を使用すること。

5. マニフェストシステムについて

この工事で排出される建設廃棄物を現場外に搬出して処理（再資源化施設、積み替え保管場所経由で最終処分）する場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト票）を使用し、受注者の責において 5 年間保存すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト票）D・E 票及び計量伝票を検査時に提示し、様式 25 の産業廃棄物管理票交付状況総括表は提出することとする。（設計計上量を最大値として、上記検収数量を算出数量として、変更の対象とする。）

6. 受注者が直接（法律に基づく許可地でない土地）処分地に投棄した処分量は、投棄量算出量としない。
7. 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結する。また、運搬及び処分を業とする許可書を、委託契約の写し及び処理業者の所在地と運搬ルートとともに施工計画書に添付すること。
8. 受注者は建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了したときは、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成 15 年 3 月 17 日兵庫県条例第 23 号）第 16 条の 3 に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を監督員に提出すること。（工作物等解体工事は請負代金 500 万円以上、建築物解体工事は延床面積 80 m²以上）

第 8 条 支障物件内容及び地下埋設物件の事故防止

1. 工事の施工にあたって予想される地下埋設物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行ない、事故の発生を防止すること。保安対策の打合せを行ったときは、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写を監督員に提出するものとする。
2. 請負人の責により地下埋設物件に損害を与えた場合は、すみやかに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、請負人の負担によりこれを補修しなければならない。
3. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果死管の処置を請負人が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかななければならない。

第9条 週休2日確保工事について

1. 本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板（看板④）に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。
2. 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。
3. 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕において現場閉所の週休2日（完全週休2日（土日）または月単位の週休2日）を達成した場合に工事成績の評価を行う。
明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。
4. 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。
5. 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
6. 受注者は週休2日制度から週休2日制度（交替制）へ変更する場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。

第10条 特定外来生物の駆除について

1. 工事着手前に工事区域内において、以下に示す特定外来生物が生育していないか現地踏査を行い、特定外来生物の生育の有無を、監督員に報告すること。なお、下記に記載の特定外来生物の生育が確認された場合は、別途、施工計画書にその処分、運搬方法等について記載すること。
・特定外来生物の種類：
アルゼンテナ・フィロセロデス（カマツメグイ）、ヒステリア・ストリクタス（ボタウグサ）、アゾル・クリスタ、コロプス・ラングスタ（オキネグサ）、ギムノロニス・スピラントデス（ミズヒマワリ）、ルベキア・ラキエタ（オハコソウ）、セネオ・マダガスカルエンシス（ナミナグサ）、スキュオス・アンガラトリス（アチウリ）、ミリオフォルム・アクアティム（オハコソウ）、ルベキア・グランディフロラ（オハコソウ）、グエロカ・アカリス・アクアティカ（オハコソウ）、の植物11種
（詳細については、下記の環境省ホームページ
URL：<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html> を参照）
2. 確認された特定外来生物の防除を行う場合、別紙防除実施計画書に基づいて個体を採取し、処分しなければならない。
3. 特定外来生物の防除完了後、防除記録台帳を作成し、監督員に提出すること。
4. 特定外来生物を含む残土については、極力、現場内にて処分するよう努めること。

第11条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第12条 施工管理

1. 受注者は、本工事に関する施工管理担当者を定め、その氏名を書面で発注者に通知しなければならない。施工管理担当者を変更したときも同様とする。
2. 主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、前項の施工管理担当者を兼ねる事が出来る。
3. 施工管理担当者は、土木工事施工管理基準及び規格値、同運用方針により、施工管理を実施しなければならない。また、工事の進捗に伴い、必要な事項が生じた場合には追加することがある。
4. 施工管理のうち、品質および出来形管理については、管理基準および規格値、同運用方針に基づいて試験や測量を実施するとともに、そのデータを用いて管理図等（管理図またはデータの集計表）を作成し、提出すること。
（データのための提出はしないこと）

第13条 写真管理

1. 写真管理については、土木工事施工管理基準の写真管理基準により撮影、整理すること。
黒板・スタッフ・ポール等をあて工種、測点ごとに明確に撮影し、分り易く整理して提出すること。

2. 写真はカラーL版(89×127mm)とする。ただし、着工前及び完成写真等は、キャビネ版(127×178mm)またはパノラマ写真(つなぎ写真可)とし、それぞれ対比して撮影すること。
3. 完成写真には測点及び起終点方向を明示すること。

第14条 品質規格

1. 本工事に使用する材料の品質規格は、共通仕様書及び「小型構造物標準図集」によるものとする。
2. (コンクリート管理)
 - ① コンクリート中の塩化物量の総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策については、指示する重要構造物について、コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領に基づき、コンクリート打設前に試験を実施し規格値を満足することを確認のうえ打設すること。(請負必携21参照)
 - ② コンクリートの強度管理については、標準養生の他、現場空中養生も行うこととする。
 - ③ 鉄筋のかぶりを確保するため、スペーサーを構造物の側面については原則1㎡につき2個以上、構造物の底面については原則1㎡につき4個以上設置する。
3. (再生切込砕石)
 - ① 本工事に使用する砕石は、再生切込砕石(0~30、0~40mm)とする。
なお、生産業者の都合により再生切込砕石の供給に支障がある場合は監督員と協議し、その指示に従うこと。
4. (セメントコンクリート製品)
 - ① 本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「小型構造物標準図集」によるものとする。なお、「小型構造物標準図集」に示す構造規格を満足する側溝等の使用に当たっては、監督員の承諾を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行わないものとする。
 - ② 品質確認は、「セメントコンクリート二次製品の取組要領」(兵庫県県土整備部)〔平成27年1月〕に基づき実施する。
5. (コンクリート二次製品)
 - ① 本工事において、下記の製品を使用する場合には「下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリート二次製品使用促進要領」(以下「要領」という。)に基づき認定された下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリート二次製品(以下「認定製品」という。)の使用を原則とする。
なお、認定製品が調達できない等、やむを得ない場合については、通常のコンクリート二次製品の使用を認めることとするが、事前に発注者の了解を得るものとする。ただし、設計変更の対象としない。
○対象とする製品
 - I. 境界ブロック(JISA5371:推奨仕様B-2)
イ:片面歩車道境界ブロック、ロ:両面歩車道境界ブロック(兵庫県型駒止ブロック)、
ハ:地先境界ブロック
 - II. U型側溝1種(トラフ)(JISA5372:推奨仕様E-1)
 - III. 上ぶた式U型側溝(JISA5372:推奨仕様E-2)
イ:1種(トラフ)、ロ:2種(トラフ)、ハ:1種(蓋)、ニ:2種(蓋)
 - IV. 落ちぶた式U型側溝(JISA5372:推奨仕様E-3)
イ:1種(JIS側溝)、ロ:3種(JIS側溝)、ハ:1種(蓋)、ニ:3種(蓋)
 - V. プレキャストU型側溝
イ:PU100型(要領 別図1-1)、ロ:PU200型(要領 別図1-2)、
ハ:側溝蓋(NC2系)(要領 別図1-3)
 - VI. プレキャスト街渠
イ:PG(F)型(要領 別図1-4)、ロ:PGU(F)型(要領 別図1-5)
 - ② 受注者は、認定製品の使用にあたっては、要領第10条第1項に基づき兵庫県土木部長(県土整備部長)が発行した認定書を工事用材料使用承諾願に含め監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。
 - ③ 認定製品は、JIS認証製品と同等の取り扱いとするため、受注者は、土木工事共通仕様書によるほかセメントコンクリート二次製品取扱要領に基づき品質確認等(材料承諾を含む)を行うものとする。
 - ④ 受注者は、現地納品された製品について、要領第12条第1項によるスラグマークの表示を確認するものとする。

第15条 一般施工

1. (準備工)

伐開、除根及び段切工等の準備工については、共通仮設費の中に含まれるので、土木工事共通仕様書に則って実施すること。また、除根材については建設廃棄物の対象となるため、監督員と協議の上、適正に処分するものとする。

2. (表土剥ぎ)

表土剥ぎの範囲は、必要な箇所全てとし、掘削深さは監督員と協議の上決定する数値以上とする。

3. (掘削工)

① 受注者は、掘削中に設計図書に記載のない場所で土質の変化が現れた場合、写真等で記録を撮ると同時に監督員と協議するものとする。また、完成図書として土質変化地点を記載した図面等を提出するものとする。

② 受注者は掘削の施工中において、地山の挙動を監視しなければならない。なお、自然崩壊・地すべり等が生じた場合、あるいは生ずる恐れがある場合は処置方法を監督員と協議しなければならない。緊急やむを得ない場合は応急措置をとった後、監督員に報告しなければならない。

4. (盛土工)

盛土を施工する際、盛土の締固め基準が確保できないような不良地盤が現れたときは、処理方法について監督員と協議しなければならない。

5. (とりこわし工)

コンクリート構造物及びアスファルト舗装版を取り壊した時は、速やかに取壊し数量及び根拠となる図面を監督員に提出しなければならない。

6. (舗装打換工)

① 横断測量の間隔は20mとする。

② 交通開放する場合、施工に伴う段差は交通に支障のないよう縦断・横断方向4%以下の勾配ですりつけ舗装を施工し、危険防止と交通安全を計らなければならない。

③ 区画線設置は、表層完了後すみやかに施工しなければならない。

なお、本区画線設置までの期間については、監督員と協議し仮区画線を設置し、交通の安全を計らなければならない。

第16条 詳細図等の作成

取り合い、現地再測量による数量等の変更、構造物の変更および追加による図面は、監督員と協議の上、受注者が全て作成すること。(設計変更に使用できる図面と数量を提出すること。)

第17条 工事標示板等

1. 受注者は、工事看板に宍粟産間伐材を使用すること。また、宍粟市のマスコットキャラクター「しーたん」を工事看板に表示し、工事現場に設置すること。(看板①)

2. その他の標示板〔お願い看板、まわり道、誘導標示板等〕にあっても積極的に宍粟産間伐材を使用すること。

第18条 その他施工関係

1. 土質の状態により、工法の変更もあり得るので、掘削時に監督員と現地確認を行い協議すること。

2. 本工事設計書の種別欄の記号は、別冊小型構造物図集に掲載の形式を表示している。

名称、単位、数量、構造物を省略かつ代表断面により発注しているので、受注者は施工にあたり位置・形状・寸法等に誤りの無いようにしなければならない。

3. 受注者は、縦断面図等のない場合でも、縦断勾配の配慮を要する構造物については、特にその目的及び機能を果たす施工をしなければならない。

4. 受注者は、軽微な取り合わせ等、現場の納めについては、図示されていないものであっても施工するものとする。

5. 監督員と協議・打合せした内容については、書類にて監督員に提出するものとする。

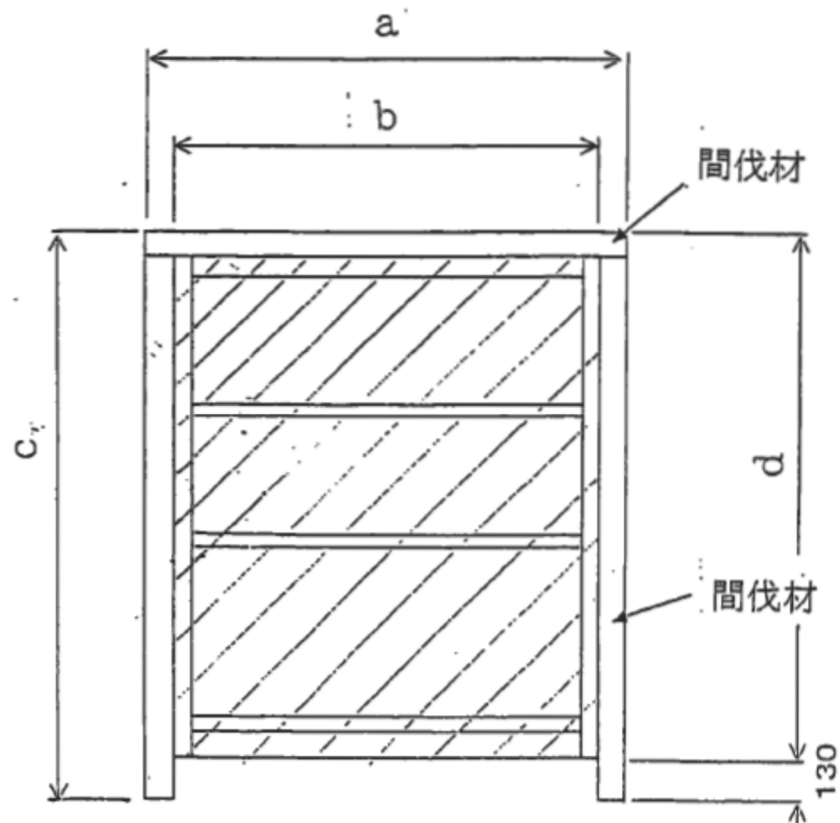
6. 本工事の施工にあたり河川への影響がある場合は、事前に関係者と調整を図ること。

7. 広範囲に住民等に周知する工事及び交通量が多い工事においては、看板②を見やすい場所に設置するとともに看板③を起終点に設置を行うこと。

8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

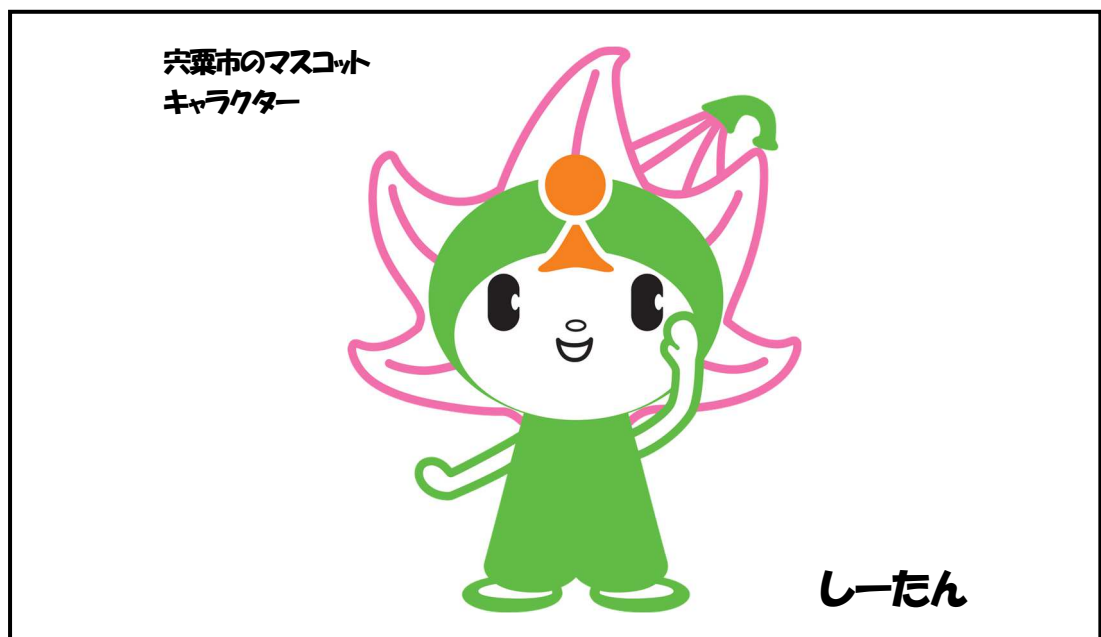
工事看板 参考図

【看板①】



※間伐材（杉・檜・松）

（例）

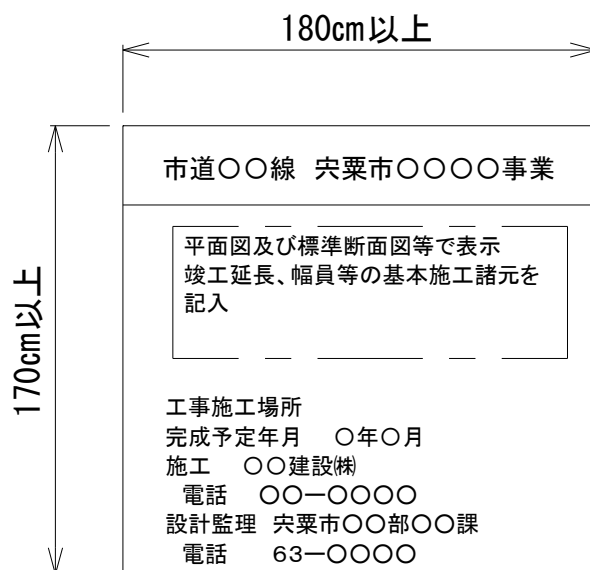


※図柄と文字のバランスは、上図を参考とする。

※下地は、白色とする。

【看板②】

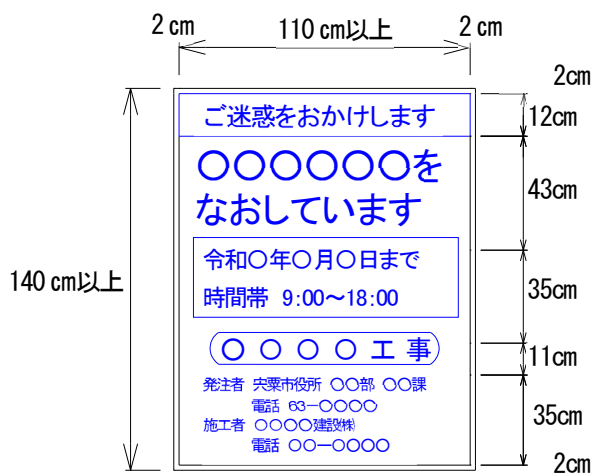
＜工事標示板を明記する工事看板例＞



(注)(1) 看板設置箇所を決定し、平面図の方向が現場の方向と合うよう調整する。

【看板③】

＜工事標示板を明記する工事看板例＞



- (注)(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、下地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm、区画線の太さは 0.5cm とする。

【看板④】

＜週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例＞

